

# 雲仙市医療的ケア児等支援事業の利用の流れ

## ①相談

訪問看護を利用している医療的ケア児の保護者等(以下、保護者等とする)から、当該事業についての相談がありますので、状況を確認し、雲仙市福祉課(0957-47-7871)まで連絡をお願いします。

## ②利用申請

保護者等が記載した申請書類を雲仙市役所福祉課に提出してください。

〈必要な書類〉

- ・申請書「利用申請書(様式第1号)」
- ・医療的なケアを受けていることが分かる書類(訪問看護指示書の写し等)
- ・人工呼吸器を装着していることが分かる書類

## ③利用決定(却下)の通知

決定(却下)通知を訪問看護ステーションに送付します。

保護者等にお渡しください。

## ④サービス利用

サービス利用日時を利用希望者と調整してください。

健康保険法の適用となる時間を除いた訪問看護が本事業の対象となるため、長時間の利用や外出先での利用も可能となります。

## ⑤補助金申請

毎月10日(10日が休日のときは、その翌日)までに雲仙市福祉課へ下記の書類を提出ください。

〈必要な書類〉

- ・交付申請書兼実績報告書(様式第3号)
- ・実績内容報告書(様式第4号)
- ・実支出額が確認できる書類

※医療的ケア児が複数の訪問看護ステーションを利用する際は、年間の上限時間数である 96 時間を超えないよう調整してください。

※様式については雲仙市ホームページよりダウンロードください。

## ⑥交付決定及び交付額の確定

交付決定通知兼交付額確定通知を訪問看護ステーションへ、写しを保護者等へ送付します。

## ⑦補助金の支払い

交付請求書(様式第6号)を提出ください。後日、訪問看護ステーションの指定の口座へ振り込みます。

※保護者等へ請求を行う際、当該補助金に相当する額を利用料から控除する必要があります。その際に利用者に対し、控除した旨、控除する額を明示しなければなりません。

※様式については雲仙市ホームページよりダウンロードください。